

一般名処方加算について

※※※医薬品の供給が難しくなっています※※※

当院では、医薬品の供給状況を踏まえつつ、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。

その中で、後発医薬品のある医薬品につきまして、特定の商品名ではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

処方変更を行う場合は、十分にご説明いたしますのでご安心ください。

※※※「一般名処方」とは※※※

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、必要なお薬が提供しやすくなります。

一般名処方加算 1 8 点

一般名処方加算 2 6 点

※※※「長期収載品」と「選定療養費」※※※

令和 6 年 10 月より、医療上の必要があると認められず患者様の希望で長期収載品（後発品のある先発医薬品）を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部を選定療養費（保険外診療）として、患者様にご負担していただくこととなりました。

令和 8 年の診療報酬改定で、ご負担金为先発医薬品と後発医薬品（後発品最高価格帯）の差額の 2 分の 1 の金額に変更になりました。